

# 瑞穂町 ママと赤ちゃんの健康に関するご案内 ～妊娠・出産から小学校入学まで～



## 妊娠



資料3

- 妊娠届出、母子健康手帳
- ゆりかご面談 ⇒妊婦支援給付金1回目
- 妊婦健康診査、妊婦歯科健診
- **プレママアンケート** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日発送) ⇒お困り事がない場合でも、ご回答ください。  
⇒出産を迎える前に母子保健コーディネーターとの面談の希望があれば、面談することも可能ですので、お気軽にご相談ください。

## 出産



- 新生児聴覚検査(生後50日まで)、先天性代謝異常等検査(入院中に実施)
- 出生届(生後14日までに住民課へ)
- 児童手当・乳幼児医療証などの各種手続き(子育て応援課)
- **出生連絡票**(住民課またはゆりかごステーションまで)

## 1ヶ月

- **産後1か月健診** (母\_\_\_\_月\_\_\_\_日、子\_\_\_\_月\_\_\_\_日) 医療機関で実施。

## 2ヶ月



- **予防接種** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日から開始できますので、医療機関にご予約を)
  - ・対象者には予診票を郵送します。
  - ・モバイルサービス、子育てナビ「ワクワクみずほ」に登録をすると予防接種の管理ができます。
- **チチママひろば**(助産師と話したり、ママ同士で情報交換する会)  
⇒予約制。保健センターで毎月1回実施。対象は生後6か月までの母子
- **すまいるとーく**(母子保健サポートがご家庭を訪問し、お話を伺います)
- **産後ケア**(訪問・ディケア・お泊りケア)  
(有料で助産師が自宅に訪問したり、助産院等のサポートを受けられます。ゆりかごステーションに申請し、町の承認がおりた方に限ります。)  
⇒産後ケアの利用前に、母子保健コーディネーターと面談し、産後ゆりかごプランを作成します。
- **育児・栄養・歯科相談**(保健センターで育児相談や身長・体重測定、離乳食、ブラッシングなどの相談ができます)  
⇒毎週火曜日(年末年始・祝日を除く)の午前9時30分~11時(歯科相談のみ第2・4火曜日)



子育てナビ  
「ワクワク  
みずほ」  
二次元  
コード

## 3~4ヶ月

- **3~4か月児健診** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日) ⇒予約制。保健センターで実施

・小児科医師の健康診査、身体計測、発育・発達・育児・栄養相談

・対象者には案内を通知します。

## 5ヶ月

- **はじめての離乳食講習会** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日) ⇒予約制。保健センターで実施

- **BCG予防接種** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日) ⇒保健センターで実施

・対象者には案内を通知します。

## 6~10ヶ月

- **6~7か月児健診** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで) ⇒指定医療機関で実施

- **9~10か月児健診** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで) ⇒指定医療機関で実施

・6~7か月児と9~10か月児健診の受診券は3~4か月児健診時に配布します。

## 1歳

- **お誕生教室**(1歳前後) ⇒予約制。身体計測や親子遊び、育児・栄養・歯科・卒乳などの講話

・対象者には案内を通知します。

## 1歳6ヶ月

- **バーステーサポート事業**(1歳) ⇒対象者にはアンケートを送付します。アンケートの回答があった方にギフトを郵送します。

- **1歳6か月児健診** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日) ⇒予約制。保健センターで実施

・小児科医師・歯科医師の健康診査、身体計測、発育・発達・育児・栄養・歯科・心理相談

・対象者には案内を通知します。

## 2歳

- **2歳児歯科健診** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日) ・ **2歳6か月児歯科健診** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

⇒予約制。保健センターで実施。歯科医師の指示によるフッ化物塗布の予防処置もできます。

・対象者には案内を通知します。

## 3歳

- **3歳児健診** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日) ⇒予約制。保健センターで実施

・小児科医師・歯科医師の健康診査、身体計測、目の検査、発育・発達・育児・栄養・歯科・心理相談

・対象者には案内を通知します。

- **3歳6か月児歯科健診** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日) ・ **4歳児歯科健診** (\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

⇒予約制。保健センターで実施。歯科医師の指示によるフッ化物塗布の予防処置もできます。

・対象者には案内を通知します。

## 5~6歳 (年長)

- **就学時健診** ⇒教育委員会が各小学校で入学前に実施する健診です。

・詳細は、教育委員会にお問い合わせください。



# ママ・パパの育児休業と復職について



ママ・パパの育児休業についても妊娠中から早めに考えておこう！

	産後パパ育休 育休とは別に取得可能	育児休業制度 配偶者が専業主婦（夫）でも取得できる
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に <b>4週間までの取得可能</b>	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	<b>分割して2回まで取得可能</b> (初めにまとめて申し出ることが必要)	<b>分割して2回まで取得可能</b> (取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で <b>休業中に就業することが可能</b>	原則就業不可
育児休業給付	○	○

- ・**産前休業**：出産予定日以前の6週間前（多胎児は14週間）について申請すれば取得できます。
- ・**産後休業**：出産の翌日から8週間は働くことができません。ただし、産後6週間経過したあとに、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務に就くことはできます。
- ・**パパ・ママ育休プラス**：夫婦ともに育児休業を取得した場合は、1歳2ヶ月に達するまでの間1年間、それぞれ取得できます。
- ・**育児時間**：復職し、1歳未満の子どもを育てる女性は、1日に2回少なくとも各30分間の育児時間を請求できます。

## 育児休業と復職についてのポイント



育児休業については、こちらもご覧ください。



- 産休について、会社に報告し、取得する。
- 育休について家族で話し合い、会社へ申請する。
- 仕事の引継ぎの準備をする。
- 働き方（時短勤務やテレワークなど）について家族で話し合い、会社と相談し、早く帰宅できるようにする。
- 育児休業給付金を申請する（原則会社へ）。
- 産前産後の社会保険料（健康保険・厚生年金・国民健康保険・国民年金）の免除を申し出る（会社、健康保険組合、年金事務所、町税務課や住民課など）。
- 出産後、慣らし保育期間などを踏まえて、復職時期を改めて検討する。
- 保育園等の情報を集め、園庭開放などに足を運んでみる。
- 保育園について、保育サポートコンシェルジュ（町子育て応援課）に相談してみる。
- 職場復帰に向けて、育児や家事の分担や働き方を家族で話し合う。

保育園については、町子育て応援課（電話番号：042-557-8658）の保育サポートコンシェルジュにご相談ください。

